

労働保険の加入はお済みですか？

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

加入義務のある事業場

◆次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務付けられています（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業場については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。

労災保険

原則として賃金をうけるすべての労働者（常用・パートタイマー・アルバイト等）が対象となります。

雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上ある場合、
31日以上引き続き雇用されることが見込まれる場合。
※平成29年1月1日から65歳以上の労働者も対象となりました（平成31年度までは保険料免除）。

労災保険に加入できない事業主・自営業主・家族従事者など「労働者」以外の方で、業務の実態や災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる人が対象の

特別加入制度があります。

労働保険関係でご相談、
ご不明な点等ございましたらお気軽にお尋ねください。

